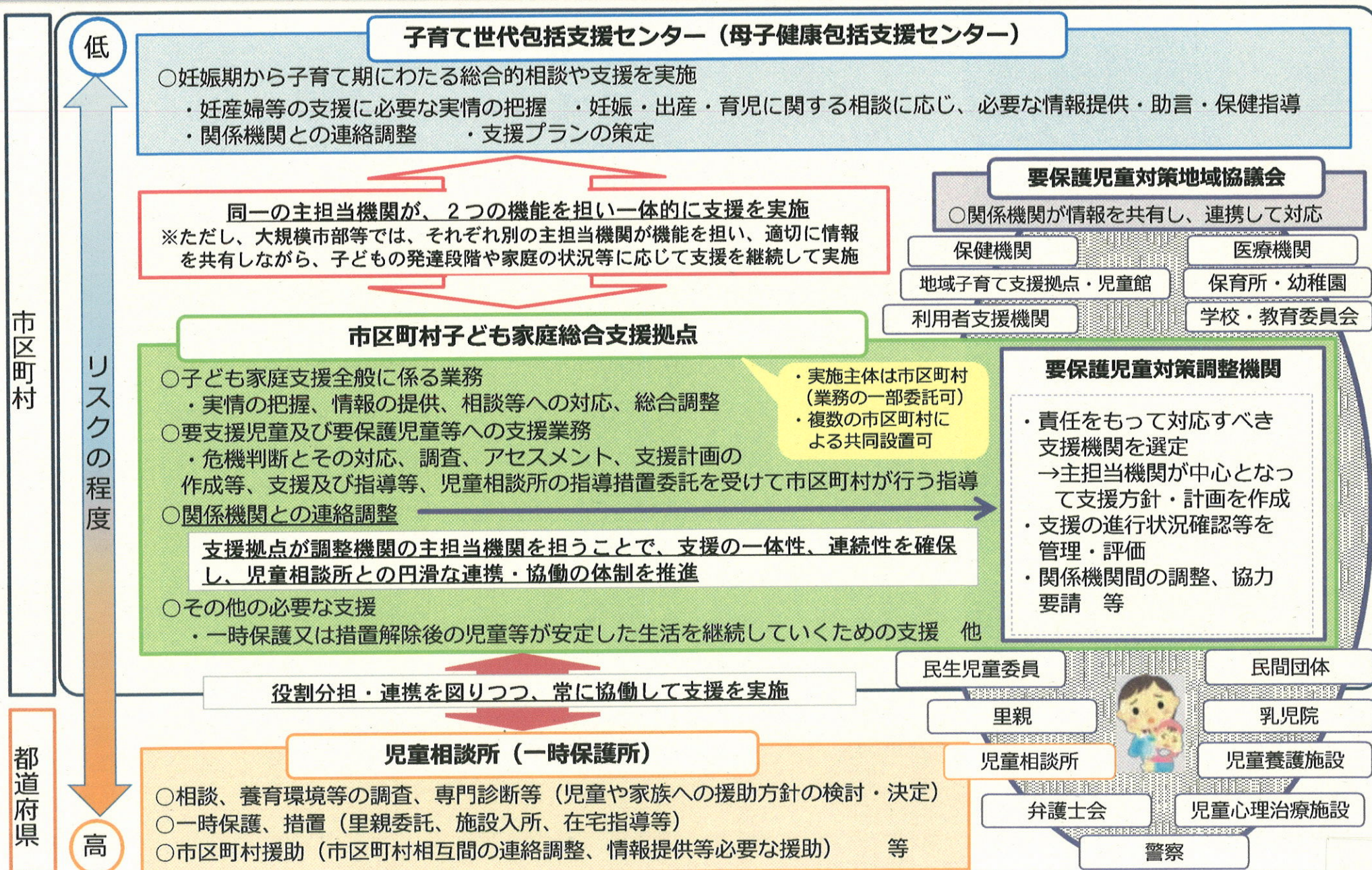


(参考) 市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理 (イメージ図)



※ 子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。